

海水浴場水質検査結果

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課

令和8年度

| 海水浴場名 | 検査日 | 検査項目 | | | | 水質判定 |
|---------------|------|-------------------------|-------|---------------|--------------|--------|
| | | ふん便性大腸菌群数 (個/100 mL) | 油膜の有無 | COD (mg/L) | 透明度 | |
| 二色の浜 | 4/14 | 不検出 | 認められず | 4.0 | 全透 (1m以上) | 可(水質B) |
| | 5/12 | (2個未満/100mL) | | | | |
| タルイサザン ビーチ | 4/14 | 不検出 | 認められず | 3.7 | 全透 (1m以上) | 可(水質B) |
| | 5/12 | (2個未満/100mL) | | | | |

(注) ①上記判定は、環境省が定めた水浴場水質判定基準による。(参考資料1参照)

②上記水質検査項目に併せて、腸管出血性大腸菌O157についても検査を行いました
が、いずれの海水浴場からも検出されておられません。

水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、CODまたは透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。
- (2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」または「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により「水質AA」または「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」または「水質C」となった水浴場を「可」とする。

| 区分 | | ふん便性大腸菌群 | 油膜の有無 | COD | 透明度 |
|----|------|-----------------------|--------------|-----------------------------|-----------------|
| 適 | 水質AA | 不検出 (検出限界2個/100mL) | 油膜が認められない | 2 mg/L 以下 (湖沼は3 mg/L 以下) | 全透 (または1m以上) |
| | 水質A | 100個/100mL以下 | 油膜が認められない | 2 mg/L 以下 (湖沼は3 mg/L 以下) | 全透 (または1m以上) |
| 可 | 水質B | 400個/100mL以下 | 常時は油膜が認められない | 5 mg/L 以下 | 1m未満 ~50cm以上 |
| | 水質C | 1,000個/100mL以下 | 常時は油膜が認められない | 8 mg/L 以下 | 1m未満 ~50cm以上 |
| 不適 | | 1,000個/100mLを超えるもの | 常時油膜が認められる | 8 mg/L 超 | 50cm未満* |

(注) ・判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

- ・「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
- ・CODの測定は日本産業規格 K0102-1 17.2 に定める方法による。
- ・透明度(*の部分)に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については、次の(1)または(2)のいずれかに該当する水浴場とする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。